

津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱

平成18年1月1日訓第3号

改正 平成19年3月30日訓第48号
平成20年3月31日訓第26号
平成20年5月30日訓第56号
平成20年12月19日訓第72号
平成27年9月30日訓第75号
令和7年5月30日訓第48号

(設置)

第1条 本市が所掌する工事又は製造の請負等（以下「建設工事等」という。ただし、設計金額が、工事にあつては200万円超、工事に付随する設計等業務委託にあつては100万円超、修繕にあつては100万円超に係るものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「建設業者等」という。）に必要な資格を審査すること等により、契約の適正な履行を図るため、津市建設工事等入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める資格に係る要件（以下「資格要件」という。）の審査に関すること。
- (2) 令第167条の5の2に規定する一般競争入札に参加する建設業者等に必要な資格に係る要件（以下「更に定める資格」という。）の審査に関すること。
- (3) 建設業者等に係る資格要件又は更に定める資格に適合するか否かの審査に関すること。
- (4) 令第167条の12第1項の規定による指名競争入札に参加させようとする建設業者等の指名に係る選定に関すること。
- (5) 共同企業体を請負契約の相手方とすることができる建設工事等の選定及び共同企業体に係る資格審査等に関すること。

- (6) 随意契約（令第167条の2第1項第8号の規定によるものを除く。）に係るその相手方の選定に関すること（プロポーザル方式によるものを除く。）。)
- (7) 更に定める資格に伴う当該一般競争入札への参加の停止等及び令第167条の12第1項の規定による指名の停止等に係る期間等に関すること。
- (8) 令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価落札方式により実施する建設工事の選定及び同条第3項に規定する落札者決定基準の審査に関すること。
- (9) 低入札価格調査の審査に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第1号に規定する副市長、副委員長には政策財務部長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる委員会の所掌事項に応じ、当該各号に定める人員以内とする。
 - (1) 前条第1号及び第3号から第9号までに規定する事項（同条第3号、第4号、第6号、第8号及び第9号に規定する事項にあつては、設計金額が1億5,000万円以上に係るものに限る。） 12人
 - (2) 前条第2号から第4号まで、第6号、第8号及び第9号に規定する事項（同条第3号、第4号、第6号、第8号及び第9号に規定する事項にあつては、設計金額が1億5,000万円未満に係るものに限る。） 25人
- 4 委員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、市長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査に付する議案に係る技術的な内容について、関係職員を委員会の会議に出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(回議による審査)

第7条 委員長は、特別な理由により委員会の会議を開くことができないときは、審査に付する議案を委員に回議してその審査に代えることができる。

(結果報告)

第8条 委員長は、委員会の会議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(技術審査部会)

第9条 第2条第1号から第6号まで、第8号及び第9号に規定する事項のうち技術的な事項について審査するため、委員会に技術審査部会を置く。

2 技術審査部会は、委員15人以内をもって構成する。

3 技術審査部会の委員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(部会長)

第10条 技術審査部会に、部会長を置き、その委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を技術審査部会の会議に出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部調達契約課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓第48号)

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓第26号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日訓第56号)

この訓は、平成２０年６月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月１９日訓第７２号）

この訓は、平成２０年１２月２２日から施行する。

附 則（平成２７年９月３０日訓第７５号）

この訓は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年５月３０日訓第４８号）

この訓は、令和７年６月１日から施行する。